

# 週刊エフアンドパートナーズ

平成30年6月18日号



## 公益社団法人とは

公益社団法人とは、平成20年12月1日施行の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人です。

公益社団法人の設立は、一般社団法人の設立とは異なり、複雑な手続きが必要です。

## 今回は、公益社団法人の特徴をご紹介します

### 「公益社団法人」という文字を使える

名称中に「公益社団法人」という文字を使うことができます。

### いきなり設立はできない

従来の社団法人から移行するか、一般社団法人を設立してから移行するかのいずれかになります。

### 公益を目的とする事業のみが対象

公益社団法人として行うことができる公益事業は法律に定められた、**23の事業**に限定されます。

### 税制上、優遇される

公益性が認定されているわけですから、**税制の優遇措置**を受けることができます。

### 公益性の認定が必要

公益社団法人を設立するには、一般社団法人設立後に、行政庁（内閣総理大臣もしくは都道府県知事）に対して**公益認定申請**を行わなければなりません。

認定申請を受けた行政庁は、公益認定基準に照らして、その法人が公益社団法人としてふさわしいか、公益認定等委員会及び合議制の機関に諮問し、認定の可否を伝えます。

この結果を受けて初めて公益社団法人として認定されることとなります。

### 信頼度は高い

公益社団法人になるためには非常に厳しい条件を整えなければならないのですが、公益性があるというお墨付きを得られるわけですから、**社会的にとっても高い信頼度**を得ることができます。

(例)



地球環境



高齢者福祉



男女・宗教の平等



文化・芸術

法人についてのご相談はF&Partnersへ!

今週の  
お客様の**声**

依頼して  
良かった点は?

伊丹市 なかはら様

説明が丁寧で、ききやすい雰囲気だった。

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 0120-256-113

司法書士法人  
**F&Partners**

無料相談 実施中です。  
まずは、お気軽にお電話を!

